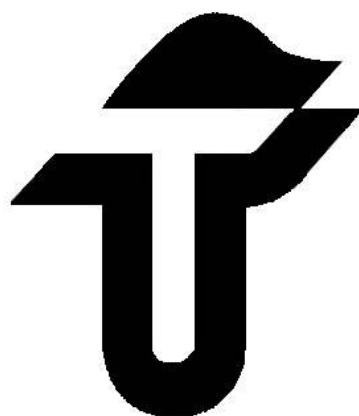


公立大学法人富山県立大学

キャンパス・ハラスメントに関する ガイドライン



ハラスメントとは、いじめや嫌がらせのことを言います。
ここでは、大学キャンパス内でのいじめや嫌がらせを総称して、
キャンパス・ハラスメントと呼びます。

大学は、性別や年齢、立場や考えなどが異なる様々な人達により構成されています。
そのような中で、よりよい環境をつくるためには、
お互いの人格を尊重し、人権に配慮することが大切です。

このガイドラインの目的は、
第1に、キャンパス・ハラスメントを未然に防止することです。
第2に、被害が発生した場合、迅速かつ適切に問題を解決することです。

明るく快適なキャンパスライフを送るため、
本学に関わるすべての人が、このガイドラインの趣旨を踏まえ、
適切な行動をとることを期待します。

富山県立大学キャンパス・ハラスメント防止委員会

令和7年4月

目 次

◆ キャンパス・ハラスメントとは？	1
◆ キャンパス・ハラスメントを起こさないために	1
◆ ガイドラインの対象者	2
◆ 相談体制	3
・ 相談・苦情に対応するため、相談員を配置しています	3
・ 私たちがキャンパス・ハラスメント相談員です	4
◆ 解決にむけて	5
・ 「調停」による解決を目指す場合	5
・ 大学としての措置を求める場合	5
〔参考〕 富山県立大学におけるキャンパス・ハラスメントの相談等の体制（概略図）	7
◆ 広報・啓発	8
◆ キャンパス・ハラスメントになりかねない言動	8
1 教育・研究に関連する言動	8
2 性的な言動	10
3 優越的地位や職務上の地位に基づく言動	11
◆ 学外の相談窓口	12

◆ キャンパス・ハラスメントとは？

キャンパス・ハラスメントとは、大学キャンパス内でのいじめや嫌がらせの総称です。相手の意に反する不適切な発言や行為等により相手に不快感や不利益を与えること、または相手に対して差別的もしくは不利益な取扱いをすることにより、相手の教育研究環境や労働環境などを悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントを類型化すると、

- ・ 教育・研究に関連する言動によるハラスメント
- ・ 性的な言動によるハラスメント
- ・ 優越的地位や職務上の地位に基づく言動によるハラスメント

などがあります。（詳しくは、P8～10「キャンパス・ハラスメントになりかねない言動」参照）

なお、大学における人間関係が持ちこまれているような場合は、キャンパス外、課外活動中や勤務時間外などであっても対象となります。

◆ キャンパス・ハラスメントを起こさないために

キャンパス・ハラスメントを起こさないための基本理念は次のとおりです。

- ・ お互いの人格や人権を尊重し合うこと
- ・ お互いが大学の大切な構成員であるという意識を持つこと
- ・ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと
- ・ 異性を劣った性として見る意識をなくすこと

本学キャンパスに関わるすべての人は、これらを十分に認識してください。

○ イヤだな、おかしいなと思ったら

あなたには、自分の気持ちと判断にしたがって、何をするかを決める権利があります。被害を主張する権利があります。怒り・悔しさ・悲しみ・不安などの感情を訴える権利があります。

一人で悩まず、相談してみましょう。

また、行為が繰り返し行われる場合等には、いつ誰からどのような被害を受けたかなどを記録しておく、後に客観的に事態を判断する助けになったり、問題解決の役に立つことがあります。

○ 被害にあったと感じたら

一人で悩まず、相談しましょう。

あなたには被害にあったという理由で不利益を受けることなく、公平に扱われる権利があります。 プライバシーを保障される権利があります。 必要な情報やアドバイスを受ける権利があります。

○ ハラスメントをしていないと思っているあなた、本当にそうですか？

- ・ 指導における熱意や相手への好意を表すつもりの言動であっても、相手は不快に思っているかもしれません。
- ・ この程度のことは許されるだろうという勝手な憶測をしていませんか？
- ・ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしていませんか？
- ・ 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- ・ 相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。

○ 第三者としてハラスメントに遭遇したら、見て見ぬふりをしないでください。

- ・ 見て見ぬふりをすることは、ハラスメントに加担していることになります。
- ・ 弱い立場の人の味方になってあげてください。

◆ ガイドラインの対象者

このガイドラインの対象は、本学キャンパスに関わるすべての人です。

具体的には、

学 生……大学院生、学部生、専攻科生、研究生、科目等履修生、聴講生、公開講座の受講生など本学で教育を受ける関係にあるすべての人をいいます。

教 員……常勤又は非常勤を問いません。

職 員……常勤又は非常勤を問わず、アルバイト職員も含みます。

その他関係者…本学キャンパスを職場とする委託会社や業者の職員、学外共同研究者、本学を訪れた者など本学内のすべての人をいいます。

を対象とします。

◆ 相 談 体 制

相談・苦情に対応するため、相談員を配置しています

キャンパス・ハラスメントを受けたと感じた場合は、キャンパス・ハラスメント相談員（次項参照）に相談し、または、大学の措置（P5「大学としての措置を求める場合」参照）を求めて訴えることができます。

悩みや苦情の相談を受けたキャンパス・ハラスメント相談員は、受けた行為がキャンパス・ハラスメントに当たるかどうかなど相談した人の理解を助けるとともに、今後とることができると考えられる方法について説明・対応するなど、解決を目指します。

キャンパス・ハラスメント相談員は、次のような場合など幅広く相談に応じます（「調停」・「苦情の申立て」（P4・5 参照）等に関するものも含まれます。）。

- ・ キャンパス・ハラスメントを受けたと感じた場合
- ・ 他の人からキャンパス・ハラスメントに当たる言動をしたと指摘を受けた場合
- ・ 他の人がキャンパス・ハラスメントを受けているのを見た場合

また、相談の方法は、面談のほか、手紙、電話、ファックス、Eメール、メモなど何でも構いません。

【身近な教職員も相談に応じます】

キャンパス・ハラスメント相談員以外に、身近な教職員に相談することもできます。

相談を受けた教職員は、相談した人の悩みや苦情を親身に聞くとともに、事案の解決に向けたキャンパス・ハラスメント相談員への橋渡しをしてくれます。

このほか、学内には学生相談員がいます。精神的ケアが必要な場合は、キャンパス・ハラスメント相談員は学生相談員と共同で関わることになります。

なお、心身の健康等に心配なことがあるときは、別途、学生相談員が相談に応じています。学生相談室または医務室・保健室で気軽に相談してください。混雑する場合があるので、事前にメール・電話で予約することもできます。

【射水キャンパス】

学生相談日時：月曜日9時～12時、火曜日13時～16時、水曜日9時～12時、
木曜日9時～12時・13時～16時、金曜日9時～12時

※ 試験期間、夏休み・春休み期間及び学生相談員の都合により不在の期間があります。
不在期間は事務局教務課(内線 1224)で学生相談員と連絡を取り個別に対応します。

学生相談場所：学生相談室（本部棟4階）

連絡先：事務局教務課（内線 1224） 学生相談室（内線 1348）

予約アドレス：gakuseisoudan@pu-toyama.ac.jp

【富山キャンパス】

学生相談日時：火曜日、水曜日、木曜日 10時～13時・14時～17時

※ 試験期間、夏休み・春休み期間及び学生相談員の都合により不在の期間があります。
不在期間は富山キャンパス事務局教務学生課(内線 134)で学生相談員と連絡を取り個別に対応します。

学生相談場所：学生相談室（図書館棟1階）

連絡先：事務局教務学生課（内線 134） 学生相談室（内線 610）

予約アドレス：gakuseisoudan_toyama@pu-toyama.ac.jp

私たちがキャンパス・ハラスメント相談員です

私たちが相談に応じ、解決を目指します。

【射水キャンパス】

令和7年4月1日現在

所属	相談員名	e メールアドレス	内線	教員室等
教養教育 委員長	岡 本 啓	okamoto@pu-toyama.ac.jp	1336	体育館・健康科学研究室
電気電子 副委員長	石 坂 圭 吾	ishisaka@pu-toyama.ac.jp	1489	研究棟 4 階
知能ネット 副委員長	神 谷 和 秀	kamiya@pu-toyama.ac.jp	1365	研究棟 2 階
教養教育	石 田 裕 之	ishidah@pu-toyama.ac.jp	1327	本部棟 4 階
	竹 澤 み どり	mtakezawa@pu-toyama.ac.jp	1952	本部棟 4 階
	齊 藤 陽 子	y-saito@pu-toyama.ac.jp	1731	中央棟 3 階
機械システム	大 嶋 元 啓	m-oshima@pu-toyama.ac.jp	1943	中央棟 4 階
電気電子	畠 山 哲 夫	t.hatakeyama@pu-toyama.ac.jp	1974	研究棟 4 階
環境・ 社会基盤	兵 動 太 一	t.hyodo@pu-toyama.ac.jp	1962	中央棟 7 階
生物	野 村 泰 治	tnomura@pu-toyama.ac.jp	1516	生物工学科棟 2 階
医薬品	古 澤 之 裕	furusawa@pu-toyama.ac.jp	1357	中央棟 7 階
	安 田 佳 織	kyasuda@pu-toyama.ac.jp	1783	中央棟 7 階
デザイン	榊 原 一 紀	sakakibara@pu-toyama.ac.jp	1467	中央棟 5 階
情報システム	岩 本 健 嗣	iwamoto@pu-toyama.ac.jp	1354	DX センター 1 階
知能ネット	野 田 堅 太 郎	k_noda@pu-toyama.ac.jp	1635	中央棟 4 階
事務局	事務局経営企画課長	akihiko.ito@pu-toyama.ac.jp	1212	合同棟 1 階事務局

【富山キャンパス】

所属	相談員名	e メールアドレス	内線	教員室等
看護 副委員長	比 嘉 肖 江	nhiga@pu-toyama.ac.jp	885	研究棟 4 階
看護	北 林 正 子	kitamasa@pu-toyama.ac.jp	775	研究棟 2 階
事務局	事務部管理課長	m-kita@pu-toyama.ac.jp	101	教育棟 1 階事務局

※1 相談員は「キャンパス・ハラスメント防止委員」(次項参照)でもあります。

※2 相談員名や連絡先は、掲示板でも確認してください。

◆ 解決にむけて

本学では、キャンパス・ハラスメントの防止等の対策を目的として、「富山県立大学キャンパス・ハラスメント防止委員会」（以下、「防止委員会」という。）を設置しています。

「調停」による解決を目指す場合

キャンパス・ハラスメントを受けたと感じた人やキャンパス・ハラスメントを行ったと指摘された人が、その紛争を調停により解決することを求めた場合、防止委員会は、調停委員2名で構成される「調停委員会」を設置します。

調停委員会は、調停委員同席の下での当事者間の直接の話し合いや、調停委員を介した意見調整など、問題を解決するために必要な支援を行います。

当事者双方の合意により調停が成立したときは、調停委員会は、文書で合意事項を確認し、防止委員会に報告します。この合意に関連して、本学として何らかの措置が必要な場合は、防止委員会が対策案を作成し、理事長又は学長に報告します。

当事者は、いつでも調停を打ち切ることができます。また、調停案や調停の経過などに不服がある場合は、大学としての措置を求めることもできます(次項参照)。

なお、調停委員会は、相当な期間が経過しても調停が成立する見込みがないと判断したときは、調停を終了させる場合があります。

大学としての措置を求める場合

大学に対して何らかの措置を行うよう求める手続を「苦情の申立て」といいます。

この手続は、原則としてキャンパス・ハラスメントを受けたとする人または調停が不調に終わった場合の当事者から「キャンパス・ハラスメント防止委員会」に苦情の申立てが行われた場合に開始します。

防止委員会は、苦情の申立てがあった場合には、速やかに「調査委員会」を設置し、事実関係を調査します。

調査委員会は、必要に応じて、当事者及び関係者から事情を聴取し、事実関係を明らかにするとともに、速やかに調査結果を防止委員会に報告します。

防止委員会は、調査委員会の報告をもとに申立て内容を検討し、キャンパス・ハラスメントと認定した場合等には、必要かつ適切な対応がとられるよう防止委員会としての対応案を付して、理事長又は学長に報告するとともに、その旨を当事者に通知します。

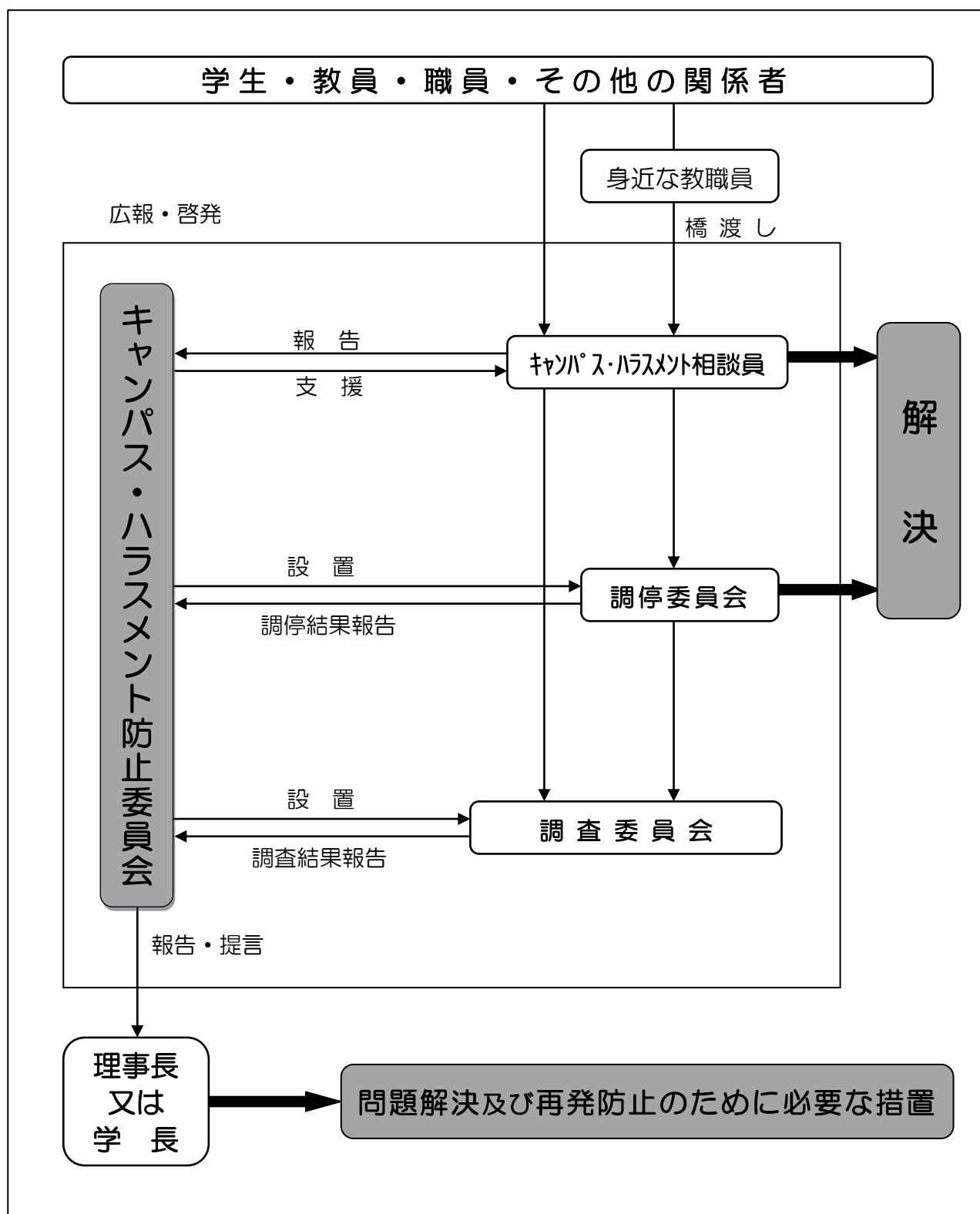
理事長又は学長は、防止委員会から報告があったときは、問題を解決し、あるいは再発を防止するために必要な措置を速やかにとります。

なお、キャンパス・ハラスメントの被害が重大かつ明白で緊急性が認められる場合には、防止委員会の委員長が、被害を受けた人の同意を得て、直ちに理事長又は学長に報告し、必要な措置の提言をする場合があります。

相談、調停、苦情の申立ての過程を通じて、当事者等のプライバシーは厳重に守られます。

当事者等は、誠実な態度で調査や調停等に臨まなければなりません。

富山県立大学におけるキャンパス・ハラスメントの相談等の体制（概略図）



◆ 広報・啓発

キャンパス・ハラスメントを未然に防ぐため、防止委員会は広報・啓発等に努めます。

防止委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止を図るため、リーフレットの作成やポスターの掲示を行うほか、研修会の開催等を通じて、学生、教職員など学内への周知を図ります。また、新入生に対するオリエンテーションならびに新規教員に対する初任者研修の中でも、キャンパス・ハラスメントに対する相談体制等について説明します。

◆ キャンパス・ハラスメントになりかねない言動

キャンパス・ハラスメントには様々な形態があり、例示するとすれば次のような行為があります。

ただし、これらはハラスメントの概要を把握するために例示したものであり、次のいずれかに該当すればハラスメントであるとか、該当しなければハラスメントではないなどの判定基準ではありません。

また、ここでは「1 教育・研究に関連する言動」「2 性的な言動」「3 優越的地位や職務上の地位に基づく言動」に分類して例示していますが、あくまで理解を容易にするための便宜上の分類であり、例示した言動がどのハラスメントに当たるかを示したものではなく、これらの要素が重なり合ってひとつのハラスメントになることなどもあります。

1 回だけの言動であっても、手段や表現等によってはハラスメントになる場合がありますし、小さなことで繰り返し攻撃されることにより、精神的なダメージは大きくなるため、継続性の有無もポイントになります。

なお、暴行・傷害・脅迫・強要・盗撮・のぞきなど犯罪行為となる可能性がある場合は、警察への通報または告発を行うこともありますので、十分注意してください。

大切なことは、人権に対する感覚と、相手の立場に立って考える想像力です。

1 教育・研究に関連する言動

アカデミック・ハラスメントやアカハラなどとも言われます。教育・研究上の場面において発生する問題で、指導を受ける者の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導または待遇を指します。

※ 以下の事例にあがっていなくとも、不適切・不当な言動は慎まねばなりません。

① 学習・研究活動の妨害

- ・ 正当な理由なく、文献・図書や機器類を使わせない。
- ・ 物品等を勝手に廃棄し、実験の遂行を妨害する。
- ・ 正当な理由なく、研究室への立ち入りを禁止する。
- ・ 正当な理由なく、研究出張を認めない等の手段で、共同研究を行わせない。
- ・ 学会の慣例や社会通念に反して、正当な根拠に基づかず、指導教員が勝手に著者の順番を決める。

※ 「正当な理由」とは当該言動の必要性や妥当性等について、法令や社会通念等に照らして合理的に説明できること。

② 卒業・進級の妨害

- ・ 卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年を言い渡す。

③ 選択権の侵害

- ・ 正当な理由なく、就職や他大学進学等に必要な推薦書を書かない。
- ・ 就職活動を禁止する。
- ・ 会社に圧力をかけて内定を取り消させる。

④ 指導義務の放棄、指導上の差別

- ・ 「放任主義だ」と言って、ゼミナールを開かず、研究指導やアドバイスもしない。
- ・ 論文原稿を渡されてから、正当な理由なく、何週間経っても添削指導をしない。

⑤ 不当な経済的負担の強制

- ・ 研究費に余裕があるにもかかわらず物品を買い与えず、卒業論文のために学生に自費で物品を購入させる。

⑥ 精神的虐待

- ・ 学生の人格を傷つける言動を行う。
- ・ 学生が持ってきた論文原稿をゴミ箱につっこむ、破り捨てる、きちんと読まない、正当な理由なく受け取らない。
- ・ ささいなミスを執拗に叱責する。

⑦ 暴力的行為

- ・ 身体への暴力はもとより、座っている椅子や机を蹴る・叩くなど暴力的な行為を行う。

⑧ 誹謗・中傷

- ・ 周囲に対して学生のことを悪くいう。
- ・ 職務上知りえた学生の個人情報を他の教員や学生に告げてまわることで、大学での居心地を悪くさせる。虚偽の噂を流す。怪文書を配る。
- ・ インターネット上のブログや掲示板への書き込みにより傷つける。
 - ※1 不特定多数の人が閲覧できるホームページや掲示板等に、自分や家族・友人などの個人情報を安易に載せてはいけません。特に他人の個人情報を本人の承諾なく掲載することは、厳に慎みましょう。
 - ※2 ホームページや掲示板等に自分の個人情報や誹謗・中傷が掲載されている場合、掲示板等の管理者や運営しているプロバイダ等に削除や停止の依頼をすることが考えられます、教職員等に相談してください。
 - ※3 自分の個人情報等が掲載されたことで名誉を毀損されたなどと考えられる場合、名誉毀損等の犯罪として警察への被害届けや損賠賠償請求等の法的手段も考えられます。

⑨ 不適切な環境下での指導の強制

- ・ 正当な理由なく、本人の意に反して徹夜実験や休日の実験を行わせる。

⑩ 権力の乱用

- ・ 不当な規則の強制（他の人に実験手法を教えてもらってはいけない。研究に関して他の人と相談してはいけない。日曜日に研究室に来ないと留年。スキー禁止。アルバイト禁止。〇〇と口をきいてはいけない。）
- ・ 親密な関係の強要（食事に付き合わないと言指導しない。一緒にドライブに行ったら教える。）
- ・ 不正・不法行為の強要（研究データの捏造・改ざんの強要。架空のアルバイト書類を作成させる。）

2 性的な言動

セクシャル・ハラスメントやセクハラなどとも言われます。性的な言動によって相手に不利益を与えたり、性的要求や言動を繰り返すことによって不快感を与え、就学・就労や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることを指します。

セクシャル・ハラスメントとは男性から女性へ、女性から男性へ、あるいは同性間にも起こります。

- ・ 性的な関心、要求に基づく発言や行動をする。
- ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を言ったり、交わしたりする。
- ・ 性的な風評をしたり、性的なからかいの対象としたりする。
- ・ 性別により差別しようとする意識に基づく発言や行動をする。
- ・ パソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示したり、雑誌等の卑猥な写真等を見せたりする。
- ・ 自宅までの送迎を強要する。住居等まで付け回す。ストーカー行為をする。

- 教育・研究上の指導や評価と引き換えに性的な働きかけをする。
- 性別を理由にお茶くみ、掃除、雑用、私用等を強要する。
- 性別を理由に仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。
- カラオケでのデュエットを強要する。

3 優越的地位や職務上の地位に基づく言動

パワー・ハラスメントやパワハラなどとも言われます。職務関係などにおける権力や、上位の立場、優越的な地位などを背景に、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導または待遇を指します。

- ミスの注意だけでなく人格まで否定する。
 - 課外活動などから不当に排除する。
 - 私生活や私的な活動への参加や協力を強要する。
 - 飲酒を強要する。
 - 人事や教育・研究上の評価と引き換えに不当な要求に従わせる。
 - インターネット上のブログや掲示板への書き込みにより傷つける。
- ※1 不特定多数の人が閲覧できるホームページや掲示板等に、自分や家族・友人などの個人情報を安易に載せてはいけません。特に他人の個人情報を本人の承諾なく掲載することは、厳に慎みましょう。
- ※2 ホームページや掲示板等に自分の個人情報や誹謗・中傷が掲載されている場合、掲示板等の管理者や運営しているプロバイダ等に削除や停止の依頼をすることが考えられます、教職員等に相談してください。
- ※3 自分の個人情報等が掲載されたことで名誉を毀損されたなどと考えられる場合、名誉毀損等の犯罪として警察への被害届けや損賠賠償請求等の法的手段も考えられます。

◆ 学外の相談窓口

学外にも様々な相談窓口が設けられていますのでご利用ください。

内 容	施設・窓口	連 絡 先
		相 談 時 間
家族や職場での人間関係、DV等の様々な悩み相談全般	富山県民共生センター 「サンフォルテ」1階 サンフォルテ相談室	〒930-0805 富山市湊入船町 6-7 TEL：076-432-4500
		【電話・面談相談・予約不要】 毎週火～土 9:00～16:00 【特別相談・予約制】13:30～15:30 弁護士／毎月第2・第4水曜日 臨床心理士／毎月第1水曜日
女性の日常生活の問題全般（男女、家族、デートDV、暴力、対人関係等）	富山県女性相談センター	〒939-2705 富山県富山市婦中町宮ヶ島90-2 TEL：076-465-6722
		【電話・来所相談】 平日 8:30～17:15 （電話相談(DV) 毎日 8:30～22:00） ※来所の場合は、事前電話必要。
警察への安全・平穏な生活に関する相談、インターネット上の被害に関する相談	富山県警察本部 警察安全相談室 「相談110番」	〒930-8570 富山市新総曲輪 1-7 富山県警察本部内 TEL：076-442-0110（＃9110）
		【予約不要】 平日 8:30～16:30
犯罪被害に遭った女性の悩みごと相談	富山県警察本部 警察安全相談室 「女性被害110番」	〒930-8570 富山市新総曲輪 1-7 富山県警察本部内 TEL：0120-72-8730
		【予約不要】平日 8:30～16:30
ストーカー被害に関する相談	富山県警察本部 警察安全相談室 「ストーカー相談電話」	〒930-8570 富山市新総曲輪 1-7 富山県警察本部内 TEL：0120-13-1104
		【予約不要】平日 8:30～16:30
人権相談 （DV、セクハラ、ストーカー被害等）	女性の人権ホットライン	TEL：0570-070-810
		【予約不要】平日 8:30～17:15